茶臼山公園施設指定管理者運営モニタリング結果（2025年度）

１　施設の概要

施設名　：　茶臼山公園施設
所在地　：　北設楽郡豊根村坂宇場地内
設置根拠：　自然公園法、愛知県観光施設条例（昭和 57(1982)年　供用開始）
設置目的：　優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。また、県内の観光旅行者の利便を図る。
施設概要：　敷地面積　73,042 ㎡
主な建物　キャンプ場（342 人収容、管理棟 1 棟、便所 3 棟、炊事場 3 棟）
施設利用期間　7 月 1 日から 8 月 31 日まで

２　指定管理概要

指定管理者名　　一般財団法人休暇村協会
指定期間　　2021 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
「手ぶらでキャンプパック」などの企画商品の販売を強化（2016 年 7 月から実施）

３　利用状況

（単位:人）

区分	2025 年度		2024 年度		増減 (①－②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
キャンプ場	1,850	574	1,850	612	△38
計	1,850	574	1,850	612	△38

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

４　収支状況

（単位:千円）

区分		2025 年度		2024 年度		増減 (①－②)
		計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計		848	550	1,018	559	△9
	利用料金収入	400	102	570	111	△9
	指定管理料	448	448	448	448	0
	その他	0	0	0	0	0
支出		848	828	1,088	935	△107
収支差		0	△278	△70	△376	98

５　モニタリング結果

（１）総合評価

評価	評価内容
A	適切な管理運営がなされていた。また、休暇村協会の施設と一体となった利用促進を行い、企画商品の販売等、利用者サービスの向上に努めていた。

（２）区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	関係法令等を遵守し適切に実施されていた。
施設の適正な管理	A	協定書等を遵守し適切に実施されていた。
サービスの維持・向上	A	企画商品の販売など、利用者のニーズを把握した管理運営がなされていた。
運営等の安定性	A	適切に実施されており、問題はなかった。

【評価の基準】

評価	基準
S	県の求める水準と比べて、期待を上回る水準で管理運営されている。
A	概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。（協定書等の水準）
B	一部分を除き、概ね期待どおりの水準で施設運営がなされている。
C	県の求める水準と比べて不十分な状況である。

（３）今後の対応等

○　企画商品（手ぶらでキャンププラン等）が好評とのことであるため、引き続き利用者のニーズを把握した利用促進に努めていただきたい。

６　利用者からの反応

○　トイレが和式で利用しづらい。
○　ネット環境（Ｗｉ－Ｆｉ）やサイトごとのＡＣ電源の要望がある。：Ｗｉ－Ｆｉは休暇村茶臼山高原本館で、電源は炊事棟や管理棟で対応。

７　その他

○　キャンプスタイルの変化に対応しながら、施設の老朽化対策等を実施していく。

○　問い合わせ先

環境局環境政策部自然環境課調整・施設・自然公園グループ
電話：０５２―９５４―６２２７（ダイヤルイン）
ファクシミリ：０５２―９６３―３５２６
メールアドレス：shizen@pref.aichi.lg.jp